**○財務省
経済産業省告示第十三号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十一年六月農林水産省告示第六号の全部を改正するので、告示する。

平成二十一年九月十五日

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、主務大臣が別に定め通知するもののほか、次のとおりとする。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する事案

二　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案

ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十二年三月末日までとする。

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第一号に規定する事案については、指定災害により被害を受けた者

二　第一条第二号に規定する事案については、社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（利子補給金の支給に関する事項）

第四条　利子補給金の支給（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）については、次のとおり実施する。

一　利子補給金の支給の対象となる者は、平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた兵庫県佐用郡佐用町の区域内に事業所を有する中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）を除いたものをいう。）であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたものとする。

二　利子補給金の支給の対象となる貸付金の限度額は、株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり貸付金のうち一千万円（令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）にあっては三千万円）とする。

三　利子補給金の利子補給率は、年〇・九パーセントとする。

四　利子補給金の支給の対象となる特定資金の貸付け等は、平成二十一年八月九日から平成二十二年三月十四日までに実施されるものとし、支給期間は、当該貸付け等の日から三年間とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第五条　ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。）についての特定資金の貸付け等の限度額は、社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものには適用されないものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第六条　損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、株式会社日本政策金融公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については四億五千万円）とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、株式会社日本政策金融公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

○経済産業省告示第二百八十九号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項及び登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第三十条の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第七条の二第一項の認定輸出者の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を次のように定める。

平成二十一年九月十五日

経済産業大臣　二階　俊博

一　登録免許税の納付期限　認定をした日から一月以内とする。

二　領収証書をはり付ける書類　次の様式によるものとする。

（表）

登録免許税納付届

年　月　日

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　　印

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の２第１項の認定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第24条第１項の規定により、領収証書を提出します。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（裏）

領収証書はり付け欄

○経済産業省告示第二百九十号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第八条第一項の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定に係る経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関を、次のとおり指定したので、同法第二十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十一年九月十五日

経済産業大臣　二階　俊博

（共通事項）

第七条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

○経済産業省告示第二百八十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定に基づき、平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十一年九月十五日

経済産業大臣　二階　俊博

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害に関し、令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十二年三月十四日とする。